

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5KMU10200120	5KMD1AE0007 0001		9				
品名 または 件名							
窓用クーラー借上役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
小平校				小平校			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
総務部管理課営繕班藤井技官 (内282)				令和7年11月7日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年5月13日 (火) 11時00分 陸上自衛隊小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「C」以上の者であること。(資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。)

イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。(第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。)

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室

(3) 入札条件

ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

ウ 落札決定方法：総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
- ウ 電報、電話、FAXによる入札
- エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- オ その他入札に関する条件に違反した入札
- カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
- イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
- ウ 本公告掲載先：陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP
東部方面会計隊HP
- エ 入札及び契約事項に関する問合せ先
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661
内線348 担当 臼井 FAX 042 (321) 0664
- オ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊小平学校 総務部管理課営繕班
連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線282 (担当: 藤井)

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第9号
窓用クーラー借上役務	作成年月日	令和7年4月10日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する、窓用クーラー借上役務（以下、役務）について規定する。

2 所在地

2.1 所在地

東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊 小平駐屯地

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- a) 役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。また、安全管理及び危険防止に必要な資材等については契約の相手方の負担にて用意すること。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- b) 役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- c) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3.2 提出書類

契約の相手方は、受領証及び返品証を各1部、提出するものとする。

3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、設置する窓用クーラー、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、監督官へ提出すること。

3.4 遵守事項

- a) 役務実施の時間帯については、平日午前8時30分から午後4時（午後0時～午後1時除く。）を基準とする。
- b) 契約の相手方は、業務実施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- c) 役務に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

4 特記事項

4.1 借上内容

a) 使用期間

令和7年5月30日（金）～令和7年10月28日（火）の間（152日）

b) 設置建物

50号隊舎（5階建て（エレベーターなし））窓サイズ H1, 800mm×W900mm 64か所
 64号隊舎（8階建て（エレベーターあり））窓サイズ H1, 400mm×W900mm 76か所
 設置部屋については、契約後に監督官から指示するものとする。

c) 借上品目

窓用クーラー 能力0.7HP 単相100V 140台

d) 付属品

延長枠及び延長コード（64台分）、窓用補助錠（140か所分）

4.2 設置要領

- a) 借上機器の設置については、使用期間開始前日までに完了すること。なお、設置作業に必要な資機材については、契約の相手方において準備すること。
- b) 細部日程については、契約後速やかに計画し、監督官へ通知し、場合によっては官側の予定により前後する場合もあるものとする。
- c) 使用期間中、借上機器に不具合が発生した場合は、直ちに機器の交換を行うこととする。
- d) 借上機器を設置した窓へ、窓用補助錠の設置を行うこと。
- e) 設置後の窓枠と機器との隙間から外気が侵入しないよう、窓パッキンや隙間テープを用いて封鎖することとする。

4.3 撤収要領

- a) 借上機器の撤収については、使用期間終了日の翌日以降、作業を開始するものとし、令和7年11月7日（金）までに完了すること。
- b) 細部日程については、監督官へ通知し、作業実施の承認を得るものとする。

